

日本学生支援機構 貸与奨学金・給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）

令和8（2026）年度 在学一次採用（春の定期採用）の申込みについて

在学生の、日本学生支援機構奨学金「給付奨学生（多子世帯含む）」「第一種奨学生（貸与：無利子）」
「第二種奨学生（貸与：有利子）」在学採用の受け付けを下記の日程で開始します。

真に奨学金が必要である学生は、速やかに申込みを完了して下さい。

また、親に扶養されている兄弟姉妹が3人以上いる多子世帯となる学生で給付奨学生でない学生は、
必ず、「給付奨学金」を申込みして下さい。

申し込みには、期限がありますので大学から提示される期日を厳守して下さい。

なお、奨学金を申込みする学生は、事前に日本学生支援機構ホームページ「進学資金シミュレーター」
で採用の可能性を確認して下さい。 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※生計維持者の収入（「年収」や「所得」等）は2024年（1年間）（1月から12月）で審査されます。

◇補足説明

●2025年 在学一次採用（春の定期）の申込みをしたものの、不採用となった学生

2025年春の定期採用においては、2023年分の収入情報により選考を行いました。今回の2026年春の定期採用は2024年分の収入情報により選考を行います。そのため、一度、家計基準を満たさないことにより不採用となった学生であっても、世帯の構成や年収等に変更が生じている場合には、選考により採用される可能性があります。よって、当該学生も申込みの機会があります。

●2025年 在学二次採用（秋の定期）に申込みをしたものの、不採用となった学生

今回2026年春の定期採用の審査基準は、2025年秋の二次採用と同様（2024年分の収入情報により選考）であるため、世帯の構成や年収等に変更（税の更生）が生じていない場合は、秋の二次採用と同様の結果（不採用）となります。

但し、2024年12月31日時点で学生の生計維持者が扶養している子ども（本学学生を含む）が住民税上3人以上の場合、多子世帯として給付奨学金の採用となる場合がありますので申込みして下さい。

●令和7（2025）年度からの制度の改正

【高等教育の修学支援新制度】：令和7年度以降における多子世帯支援拡充

日本学生支援機構の給付奨学生に採用された場合、授業料の減免対象者となります。

※入学金の減免対象は、新入生で春の定期採用者のみです。

2026年春に定期採用を申込みする場合の多子世帯とは、住民税上2024年12月31日現在で扶養する子の数が3人以上の世帯に該当する場合です。該当する場合、採用される可能性がありますので、現在、給付奨学生でない学生は給付奨学金を申込みして下さい。

【手続き】 ※新入生は、「入学手続き等に関するご案内」冊子に従い、手続き下さい。

●キャリア支援課（奨学金担当窓口）にて希望する申請書類（奨学金案内）をお受取り下さい。

<書類配布・手続き期間> ※土・日曜日、祝日を除く。

1回目（6・7月採用予定）：令和8年3月25日（水）～ 令和8年4月20日（月）

2回目（7・8月採用予定）：令和8年4月21日（火）～ 令和8年5月18日（月）

<注意> 奨学金の選考には、学力・家計基準を満たすことが必要です。

*お問合せ先：九州共立大学 キャリア支援課 奨学金担当：093-693-3192